

中小企業の信用保証料を引き下げ！

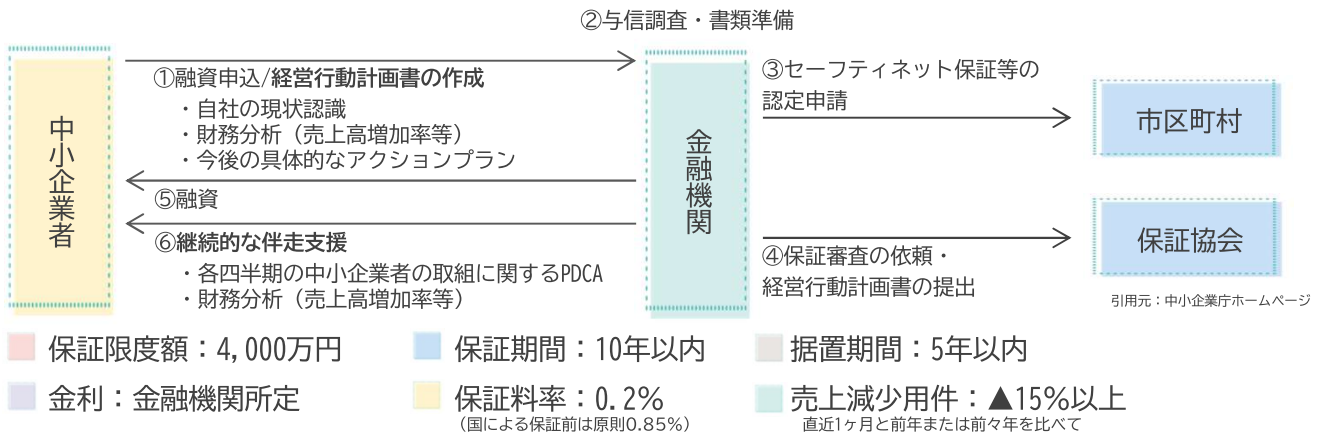
伴走支援型特別保証制度

<伴走支援型特別保証制度とは>

伴走支援型特別保証制度とは、いくつかの要件に合った中小企業が、コロナ禍を乗り越えるための「経営行動計画書」を作ったうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる制度のことです。

新型コロナ対応として始めた民間金融機関を通じた無利子融資が2020年度で終了する一方、まだ経営の立て直しに時間がかかる中小企業が少なくないなかで、一定の規律を設けた新たな支援策として始まりました。

伴走支援型特別保証制度の概要



- セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けていること
- 経営行動計画書を作成すること
- 金融機関が継続的な伴走支援をすること（原則四半期に1度） 等

伴走支援とは

制度を利用した中小企業は原則5事業年度の四半期ごとに、アクションプランのPDCAを回すために金融機関からフォローアップを受けます。一定の改善があれば、フォローアップの頻度は少なくなる見込みです。

経営行動計画書 記載内容

- ・事業者名
- ・すでに対話済で、今度継続的に伴走支援を行う金融機関
- ・経営状況
- ・今後の具体的なアクションプラン

■経営行動計画書とは？
伴走支援型特別保証制度を利用するための要件の1つとして、金融機関との対話を通じて「経営行動計画書」を作成する必要があります。

ローカルベンチマーク 6つの指標

1. 営業利益率(収益性)
 2. 労働生産性(生産性)
 3. 自己資本比率(安全性)
 4. 売上増加率(売上持続性)
 5. 営業運転資本回転期間(効率性)
 6. EBITDA 有利子負債倍率(健全性)
- ※ローカルベンチマークとは、経済産業省が提供しているツールのこと。財務指標などに基づき、「企業経営における健康診断」を行うことができます。

申請手続きの流れ

1. 事業者が金融機関へ融資を申し込み、経営行動計画書を作成
2. 金融機関による、与信審査・書類準備
3. 金融機関による、該当の市区町村へセーフティネット保証等の認定申請
4. 金融機関による、保証協会へ保証審査の依頼・経営行動計画書の提出
5. 金融機関による、事業者への融資開始
6. 金融機関による、継続的な伴走支援

経営行動計画書の詳細な経営分析・改善計画の策定を事業者のみで行うのは難しいので、会計事務所に相談をしながら作成しましょう。

